

地山の掘削及び土止め支保工組立て等の作業指針（作業主任者技能講習テキスト）

No.215000 8版（令和6年8月5日）正誤表

正			誤		
頁	行	内容	頁	行	内容
187	15	(1) <u>投下設備</u> の設置	187	15	(1) <u>落下設備</u> の設置
187	18	～立入禁止区域を設定して <u>監視人</u> を配置して～	187	18	～立入禁止区域を設定して <u>作業者</u> を配置して～
294	25	3 建設工事の注文者 <u>その他の仕事</u> を他人に請け負わせる者は、 <u>施工方法、作業方法、工期、納期等</u> について、安全で衛生的な作業の遂行を <u>損なう</u> おそれのある条件を <u>付さない</u> ように配慮しなければならない。	294	25	3 建設工事の注文者等仕事を <u>他入</u> に請け負わせる者は、 <u>施工方法、工期等</u> について、安全で衛生的な作業の遂行を <u>そこなう</u> おそれのある条件を <u>附さない</u> ように配慮しなければならない。
301	39	～なければならない。	301	39	～なければならない。 <u>ただし、令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。</u>
304	41	第151条の7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより <u>危険が生ずるおそれのある箇所</u> に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、 <u>禁止する旨を見やすい箇所に表示すること</u> その他の方法により禁止しなければならない。～	304	41	第151条の7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより <u>労働者に危険が生ずるおそれのある箇所</u> に労働者を立ち入らせてはならない。～
305	6	第151条の9 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止させる装置が組み込まれているものを除く。）を使用する作業場において作業に従事する者がそのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に立ち入ることについて、 <u>禁止する旨を見やすい箇所に表示すること</u> その他の方法により禁止しなければならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるとき（当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させ、かつ、当該請負人に対し、安全支柱、安全ブロック等を使用する必要がある旨を周知させるとき）は、この限りでない。	305	6	第151条の9 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止させる装置が組み込まれているものを除く。） <u>については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。</u> ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。
305	26	3 事業者は、 <u>第一項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。</u>	305	26	(追加)

		<u>4 貨物自動車の運転者は、第一項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。</u>			
305	35	第151条の13 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、当該作業場において <u>作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。ただし、墜落による危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではない。</u>	305	35	第151条の13 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に <u>労働者</u> を乗せてはならない。ただし、墜落による <u>労働者</u> の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではない。
305	46	2 第151条の9第1項のただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の <u>労働者</u> の使用状況を監視すること。	305	46	2 第151条の9第1項のただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。
306	13	2 前項の作業に従事する者は、床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。	306	13	2 前項の作業に従事する <u>労働者</u> は、床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。
306	33	<u>2 事業者は、前項の作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>	306	33	(追加)
306	39	第151条の50 事業者は、荷台にあおりのない不整地運搬車を走行させるときは、 <u>当該荷台に作業に従事する者を乗車させてはならない。</u> 2 <u>作業に従事する者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。</u>	306	39	第151条の50 事業者は、荷台にあおりのない不整地運搬車を走行させるときは、当該荷台に <u>労働者</u> を乗車させてならない。 2 <u>労働者</u> は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。
307	7	<u>3 事業者は、荷台にあおりのある不整地運搬車を走行させる場合において、作業に従事する者（労働者を除く。以下この条及び第151条の73第3項から第6項までにおいて同じ。）を当該荷台に乗車させるときは、当該作業に従事する者をあおりその他不整地運搬車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗せてはならない。</u> <u>4 事業者は、前項の場合には、当該作業に従事する者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さ（荷台上の荷の最高部が運転者席の屋根の高さを超えるときは、当該荷の最高部。第6項並びに第151条の73第4項及び第6項において同じ。）を超えて乗せてはならない。</u> <u>5 作業に従事する者は、第三項の場合には、あおりその他不整地運搬車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗つてはならない。</u> <u>6 作業に従事する者は、第3項の場合には、身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗つてはならない。</u>	307	7	(追加)
308	28	2 前項の作業に従事する者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。	308	28	2 前項の作業に従事する <u>労働者</u> は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。
308	46	<u>2 事業者は、前項の作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇</u>	308	46	(追加)

		<u>所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>			
309	6	第151条の72 事業者は、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に <u>作業に従事する者</u> を乗車させてはならない。 2 <u>作業に従事する者</u> は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。	309	6	第151条の72 事業者は、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に <u>労働者</u> を乗車させてはならない。 2 <u>労働者</u> は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。
309	19	3 事業者は、荷台にあおりのある貨物自動車を走行させる場合において、 <u>作業に従事する者を当該荷台に乗車させるときは、当該作業に従事する者をあおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗せてはならない。</u> 4 事業者は、前項の場合には、 <u>当該作業に従事する者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗せてはならない。</u> 5 <u>作業に従事する者は、第3項の場合には、あおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗つてはならない。</u> 6 <u>作業に従事する者は、第3項の場合には、身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗つてはならない。</u>	309	19	(追加)
310	12	第151条の81 事業者は、コンベヤーを使用する作業場において <u>作業に従事する者を運転中のコンベヤーに乗せてはならない。</u> ただし、 <u>作業に従事する者を運搬する構造のコンベヤーについて、墜落、接触等による危険を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。</u> 2 <u>前項の作業場において作業に従事する者は、同項ただし書の場合を除き、運転中のコンベヤーに乗つてはならない。</u>	310	12	第151条の81 事業者は、 <u>運転中のコンベヤーに労働者</u> を乗せてはならない。ただし、 <u>労働者を運搬する構造のコンベヤーについて、墜落、接触等による労働者の危険を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。</u> 2 <u>労働者</u> は、前項ただし書の場合を除き、運転中のコンベヤーに乗つてはならない。
310	35	(前照灯の設置) 第152条 事業者は、車両系建設機械には、前照灯を備えなければならない。～	310	35	(前照灯の設置) 第152条 事業者は、車両系建設機械には、前照灯を備えなければならない。～
311	32	第158条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、 <u>運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u> ただし、 <u>誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。</u>	319	32	第158条 事業者は車両系建設機械を用いて作業を行う時は、 <u>運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。</u> ただし、 <u>誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。</u>
312	10	第162条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、 <u>当該作業場において作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。</u>	312	10	第162条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、 <u>乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。</u>
312	29	3 事業者は、前項第1号イ及びロに該当する荷のつり上げの作業を行う場合には、 <u>当該作業場において作業に従事する者とつり上げ</u>	312	29	3 事業者は、前項第1号イ及びロに該当する荷のつり上げの作業を行う場合には、 <u>労働者とつり上げた荷との接触、つり上げた荷の落</u>

		た荷との接触、つり上げた荷の落下又は車両系建設機械の転倒若しくは転落による危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。			下又は車両系建設機械の転倒若しくは転落による <u>労働者の危険</u> を防止するため、次の措置を講じなければならない。
314	38	1 物体の飛来等により危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の者が立ち入ることについて、 <u>禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>	314	38	1 物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の <u>労働者を立ち入らせないこと。</u>
316	12	2 ずい道等の著しく狭あいな場所でボーリングマシンを使用して作業を行う場合で、 <u>当該作業場において作業に従事する者が巻上げ用ワイヤロープの切断による危険が生ずるおそれのある区域に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止したとき。</u>	316	12	2 ずい道等の著しく狭あいな場所でボーリングマシンを使用して作業を行う場合で、巻上げ用ワイヤロープの切断による危険が生ずるおそれのある区域への <u>労働者の立入りを禁止したとき。</u>
316	40	第187条 事業者は、くい打機、くい抜機若しくはボーリングマシンのみぞ車若しくは滑車装置又はこれらの取付部の破損によつて、ワイヤロープが跳ね、又はみぞ車、滑車装置等が飛来する危険を防止するため、運転中のくい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側に <u>くい打機、くい抜機又はボーリングマシンを使用する作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>	316	40	第187条 事業者は、くい打機、くい抜機若しくはボーリングマシンのみぞ車若しくは滑車装置又はこれらの取付部の破損によつて、ワイヤロープがはね、又はみぞ車、滑車装置等が飛来する危険を防止するため、運転中のくい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側に <u>労働者を立ち入らせてはならない。</u>
319	9	2 <u>前項の場所において作業に従事する者は、当該場所においては、同項の点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。</u>	319	9	2 <u>労働者は、前項の場所においては、同項の点火源となるおそれのある機械又は火気を使用してはならない。</u>
319	31	3 <u>事業者は、火薬又は爆薬を装填するときは、その付近で発破の業務に従事する者（労働者を除く。）の裸火の使用又は喫煙について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u> 4 <u>前項の発破の業務に従事する者（労働者を除く。）は、火薬又は爆薬の装填が行われる付近で裸火の使用又は喫煙をしてはならない。</u>	319	31	(追加)
320	18	2 これらのガスの濃度が爆発下限界の値の30パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、 <u>作業に従事する者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等を行うこと。</u>	320	18	2 これらのガスの濃度が爆発下限界の値の30パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、 <u>労働者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等を行うこと。</u>
323	29	第361条 事業者は、明り掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊又は土石の落下により危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、 <u>当該作業場において作業に従事する者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。</u>	323	29	第361条 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、地山の崩壊又は土石の落下により <u>労働者に危険</u> を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、 <u>労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。</u>

324	14	第365条 事業者は、明り掘削の作業を行う場合において、運搬機械等が、 <u>当該作業箇所に後進して接近するとき、又は転落するおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者にこれらの機械を誘導させなければならない。</u>	324	14	第365条 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、運搬機械等が、 <u>労働者の作業箇所に後進して接近するとき、又は転落する恐れのある時は、誘導者を配置し、その者にこれらの機械を誘導させなければならない。</u>
325	5	1 <u>当該作業を行う箇所に当該作業に係る者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>	325	5	1 <u>当該作業を行なう箇所には、関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。</u>
327	4	第522条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、 <u>当該作業を行わせてはならない。</u>	327	4	第522条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、 <u>当該作業に労働者を従事させてはならない。</u>
327	17	2 前項の作業に従事する者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、 <u>当該設備等を使用しなければならない。</u>	327	17	2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、 <u>当該設備等を使用しなければならない。</u>
327	39	第530条 事業者は、墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所に <u>関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>	327	39	第530条 事業者は、墜落により <u>労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。</u>
330	22	二 前号の措置を講ずる箇所に <u>作業に係る者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>	330	22	二 前号の措置を講ずる箇所には、 <u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。</u>
332	7	二 前号の措置を講ずる箇所に <u>作業に係る者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>	332	7	二 前号の措置を講ずる箇所には、 <u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。</u>
333	29	二 前号の措置を講ずる箇所に <u>作業に係る者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>	333	29	二 前号の措置を講ずる箇所には、 <u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。</u>
333	37	2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内に <u>当該作業に係る者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>	333	37	2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、 <u>関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。</u>
334	32	第575条の12 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、降雨があつたことにより土石流が発生するおそれのあるときは、監視人の配置等土石流の発生を早期に把握するための措置を講じなければならない。ただし、速やかに作業を中止し、 <u>作業に従事する者を安全な場所に退避させたときは、この限りでない。</u>	334	32	第575条の12 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、降雨があつたことにより土石流が発生するおそれのあるときは、監視人の配置等土石流の発生を早期に把握するための措置を講じなければならない。ただし、速やかに作業を中止し、 <u>労働者を安全な場所に退避させたときは、この限りでない。</u>
334	36	第575条の13 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、土石流による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、 <u>作業に従事する者を安全な場所に退避させなければならない。</u>	334	36	第575条の13 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、土石流による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、 <u>労働者を安全な場所に退避させなければならない。</u>

		ない。			
334	39	第575条の14 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に当該作業に係る者にこれを速やかに知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、当該作業に係る者に対し、その設置場所を周知させなければならない。	334	39	第575条の14 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に係る労働者にこれを速やかに知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、 <u>関係労働者</u> に対し、その設置場所を周知しなければならない。
334	44	第575条の15 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に作業に従事する者を安全に避難させるための登り桟橋、はしご等の避難用の設備を <u>適当な箇所</u> に設け、当該作業に係る者に対し、その設置場所及び使用方法を周知させなければならない。	334	44	第575条の15 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に <u>労働者</u> を安全に避難させるための登り桟橋、はしご等の避難用の設備を設け、 <u>関係労働者</u> に対し、その設置場所及び使用方法を周知しなければならない。
335	4	第575条の16 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生したときに備えるため、 <u>当該作業に係る者</u> に対し、工事開始後遅滞なく一回、及びその後六月以内ごとに一回、避難の訓練を行わなければならない。	335	4	第575条の16 事業者、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生したときに備えるため、 <u>関係労働者</u> に対し、工事開始後遅滞なく1回、及びその後6月以内ごとに1回、避難の訓練を行わなければならない。
338	9	第72条 事業者は、 <u>移動式クレーンを使用する作業場において作業に従事する者を、移動式クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。</u>	338	9	第72条 事業者は、 <u>移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。</u>
338	10	第73条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンのつり具に専用の <u>搭乗設備</u> を設けて当該搭乗設備に <u>労働者（作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人）</u> を乗せることができる。	338	10	第73条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンのつり具に専用の <u>とう乗設備</u> を設けて当該乗設備に <u>労働者</u> を乗せることができる。
338	16	3 <u>作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該請負人に対し、要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知させること。</u> 4 <u>搭乗設備と搭乗者との総重量の1.3倍に相当する重量に500キログラムを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重をこえないこと。</u> 5 <u>搭乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。</u>	338	16	(追加)  3 <u>とう乗設備ととう乗者との総重量の1.3倍に相当する重量に500キログラムを超えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重をこえないこと。</u> 4 <u>とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。</u>
338	22	第74条 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、 <u>当該作業場において作業に従事する者が当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>	338	22	第74条 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより <u>労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。</u>
338	24	第74条の2 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>当該作業場において作業に従事する者が</u> つり上げられている荷（第6	338	24	第74条の2 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、つり上げられている荷（第6号の場合にあつては、つり具を含む。）

		号の場合にあつては、つり具を含む。) の下に <u>立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>			の下に <u>労働者を立ち入らせてはならない。</u>
--	--	---	--	--	-----------------------------